

## 参考資料 2

(案)

# 電力システム改革の基本方針

－国民に開かれた電力システムを目指して－

平成24年 月  
電力システム改革専門委員会

# 電力システム改革の基本方針

## －国民に開かれた電力システムを目指して－

### I 何故、電力システム改革なのか

#### 1. 日本再生の課題～低廉で安定的な電力供給～

電力が、国民生活と企業活動にとって不可欠の財であることは言を俟たない。

戦後の我が国の国民生活の発展や経済成長には、「当たり前のように良質の電気が手に入る」環境が整備されてきたことが大きく寄与してきた。この「当たり前の環境」を、垂直一貫体制による地域独占、それによる投資回収の保証(総括原価料金)、大規模電源の確保と各地域への供給保証によって実現してきた。

こうした体制は、原子力や高効率火力、系統の技術開発にも寄与してきた。これが我が国の国家競争力の基盤を創ってきた。

低廉で安定的な電力供給は、我が国の不変の強みでなければならない。

しかしながら、東日本大震災は、この長年にわたる電力供給システムの持続可能性について大いなる疑問をもたらした。

一つに、エネルギー믹스の問題。他のエネルギーに比べて圧倒的なエネルギー密度(効率)を誇り、エネルギーの自立、コスト、温室効果ガス低減効果等あらゆる角度から最も優れていると考えられてきた原子力発電への信頼が根底から搖らぎ、中長期の「エネルギーバランス」及び「電源立地」を抜本的に見直さなければならないこと。

二つに、原子を中心とする大規模電源の限界とリスクが露呈する中で、これまでのように地域割の垂直一貫体制が、本当に国民利益の増進に相応しいシステムなのかどうか。

## 2. 「電力供給」を巡るパラダイムシフト

「安くて手軽な電力の時代」は終わった。

地球環境問題への対応は、よりクリーンなエネルギー、再生可能エネルギーへと世界を駆り立てた。

化石燃料を巡る国際情勢は不透明性を増している。新興国の伸張とともに、世界のエネルギー需給は急速に逼迫度を増している。

そして、東日本大震災の大きな教訓。天災への更なる備え、化石燃料の不安定性と地政学的リスクへの備え、原子力依存度の低減とそれに伴う関連コストの増大等々、エネルギーコストは今後更に高まる見通しである。

原子力発電への依存度を極力低減させ、省エネルギー・節電対策を抜本的に強化し、再生可能エネルギーの開発・導入への資本投入を加速させ、化石燃料インプットを最適化し、「大規模」と「分散型」のバランスある競争的な市場を創っていくことは、国や地域、企業や需要家の総力を挙げた挑戦となっていく。

再生可能エネルギー・分散型電源・省エネ社会と省エネ電力取引(節電した分の売買を行うネガワット取引)、卸市場の活性化等のあらゆるイノベーションを加速化させ、10年後、20年後のエネルギー믹스を先取りした電力市場の改革に、まさに今、着手しなければならない。

「エネルギー安定供給」「競争力の強化」「地球環境問題への挑戦」という3つの目標に今一度立ち返り、日本の技術を集結させ、国民が参画できる電力システムを目指すべきである。

## 3. 今日までのシステムと技術の蓄積を活かす

改革を実行する際には、世界で最も高い信頼性を有する我が国の技術と人材の蓄積、やる気を尊重することを忘れてはならない。

今まで形成してきた技術・インフラ・人材を破壊することは決してあってはならない。電気事業者が戦後60年以上かけて築き上げてきた現在の電力インフラシステムを基盤とし、多様な課題を乗り越えて、新たな信頼ある電力市場の設計と共に

チャレンジできる体制をつくることが何より重要である。

電気事業者のこれまでの経験や技術の上に改革が成り立つことを再認識し、新たな国民のニーズに応える電気事業者と国民とのコモンアプローチを図っていく。

新電力のみならず、一般電気事業者も、これまでの蓄積と現場力を活かし、我が国の電気事業の最大のチャレンジャーとして、「選択型」「競争的」市場環境の中で、これまで以上に使命感を持って、イノベーションを起こし、日本再生に貢献することを期待する。

## II 改革の基本方針

### 1. 需要サイド(小売分野)の改革

全ての国民に「電力選択」の自由を保証する。

分散型の次世代システムは、需要家自身が電気を創ることを意味する画期的システムである。太陽光・蓄電池・水素エネルギーが創り出す燃料電池、それと、ITを駆使した制御技術のイノベーションがそれを可能にする。これが、2030年において、家庭・業務部門を中心に我が国エネルギー供給の主役になる。

他方、国際競争にしのぎを削る多くの産業群は、引き続き大規模電源が生み出す低廉かつ安定的な電力供給を必要とするであろう。

全ての消費者が電力供給者を自由に選べる、そして、安定供給マインドを有する全ての供給者があらゆる消費者に電力を供給できる「市場の設計」を目指すべきである。

「節電」もまた、電力選択の一つである。需給逼迫時においては、電力使用制限や計画停電などの強制措置ではなく、価格シグナルが働き、市場で需給が調整されるシステムへと転換する。価格シグナルで需要が抑制され、「節電」が新たな供給力として市場に出て行く。

#### (1) 小売全面自由化(地域独占の撤廃)

現在、一般電気事業者による地域独占が法定されている家庭等の小口小売部門について、需要家が、供給者や電源を選択できるよう、小売全面自由化を実施する。

同時に、供給サイド(発電分野)や送配電部門の改革を行うことで、実質的に競争が起こる環境を整備する。

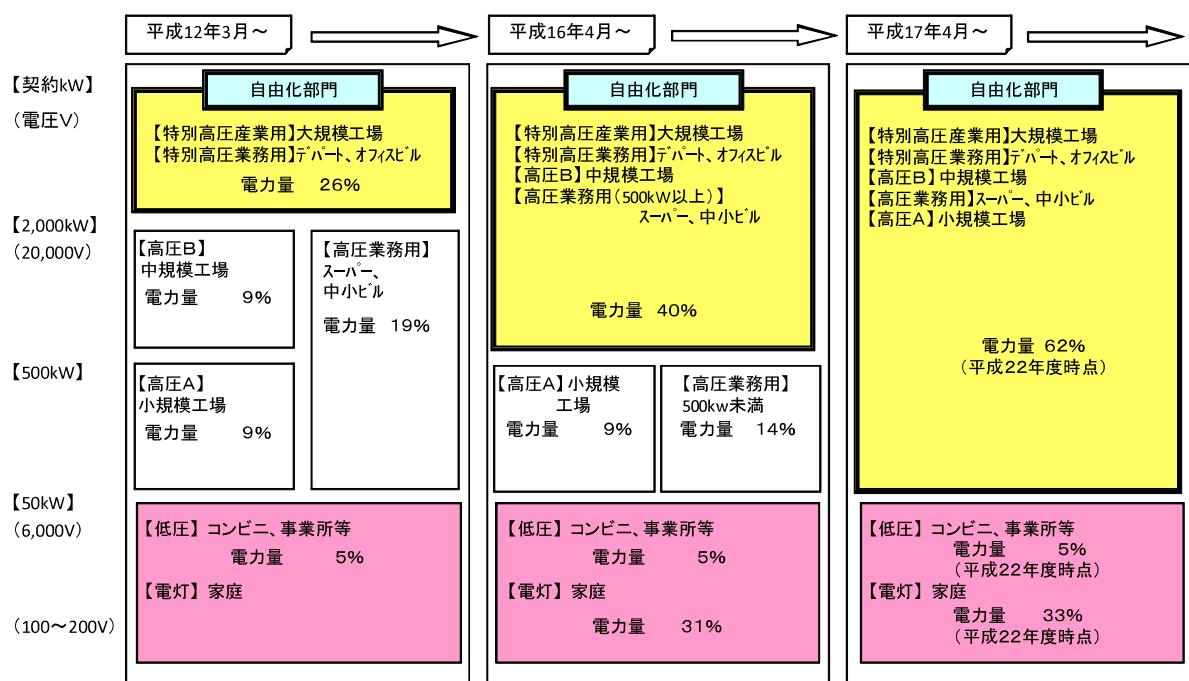
ただし、「自由化」によって、供給の空白地帯が生じたり、安定供給マインドを持たない供給者により消費者の基本的な利便が損なわれるようなことは厳に避けなければならない。「自由化の代償措置」には周到な設計を要する。

自由化しても「選べない」状態を避け、「安定的供給」を確保しつつ、競争による電気事業全体の効率化を図る。

(参考図1)一般電気事業者の供給区域(地域独占の区域)



(参考図2)小売自由化範囲の拡大の状況



## (2) 料金規制の撤廃(総括原価方式の撤廃)

一般電気事業者が、自由な競争環境下で需要家のあらゆるニーズに応え、様々な料金メニュー やサービスを提供することができるよう、競争の進展に応じて、一般電気事業者の供給義務や料金規制を撤廃する。

## (3) 自由化に伴う需要家保護策の整備

### ① 最終保障サービスの措置

契約交渉がまとまらず、誰からも電気の供給を受けられない事態に至った場合や供給事業者が破綻・撤退した場合等に備え、最終的には必ず供給する事業者を定め、需要家保護に万全を期す。

最終保障サービスの提供者については、海外の事例に鑑み、①地域の支配的事業者、②一定規模以上のシェアを有する小売事業者、③地域の送配電事業者のいずれかが考えられ、最終保障料金をどう設定するかなど、さまざまな技術的論点を勘案し、年内を目処に詳細設計を行う。

### ② 離島の電気料金の全国平準化の措置

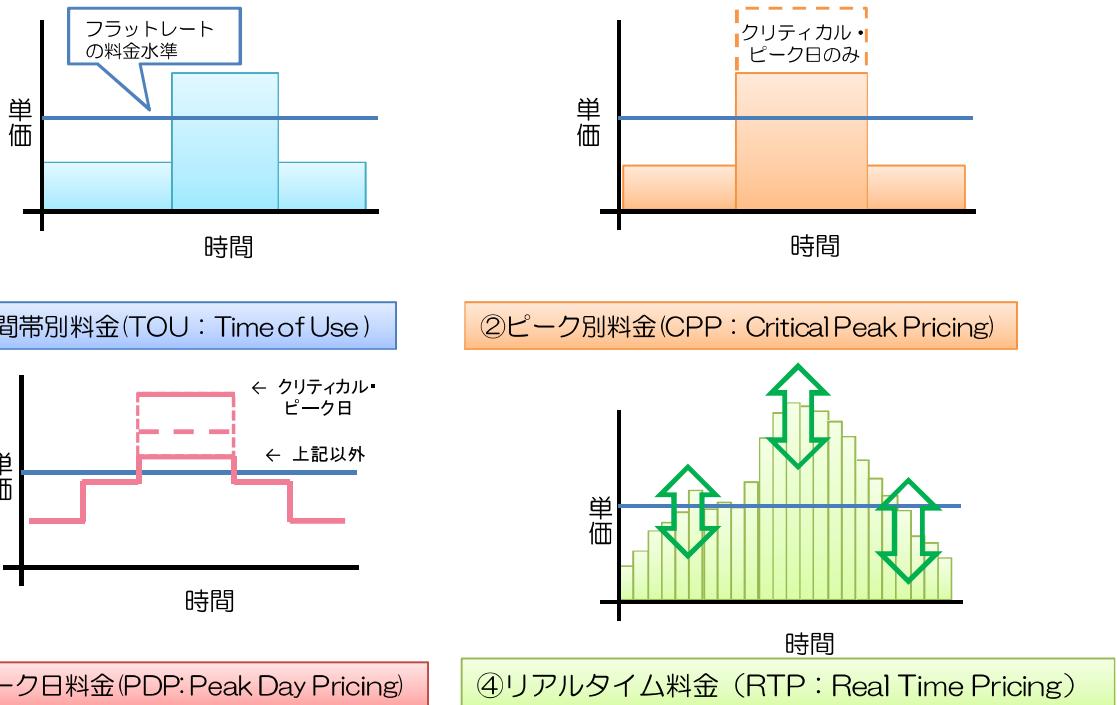
全国的な電力系統とつながっていない離島は、供給コストが高く、料金規制の撤廃により電気料金が上昇する恐れがある。このため、コストの一部を全国の需要家へのサーチャージにより広く薄く負担し、全国的な電気料金と遜色ない価格が維持されるよう措置する。

沖縄電力の区域のあり方については、別途検討を要する。

## (4) 節電型社会へ向けたインフラ整備

小売全面自由化の実施前においても、スマートメーターの整備、一般電気事業者の需給調整メニューの拡充、省エネ電力取引を行える市場の整備などを、先行的に逐次実施していく。

(参考図3)需給状況に対応した料金(デマンドレスポンス)の例



## 2. 供給サイド(発電分野)の改革

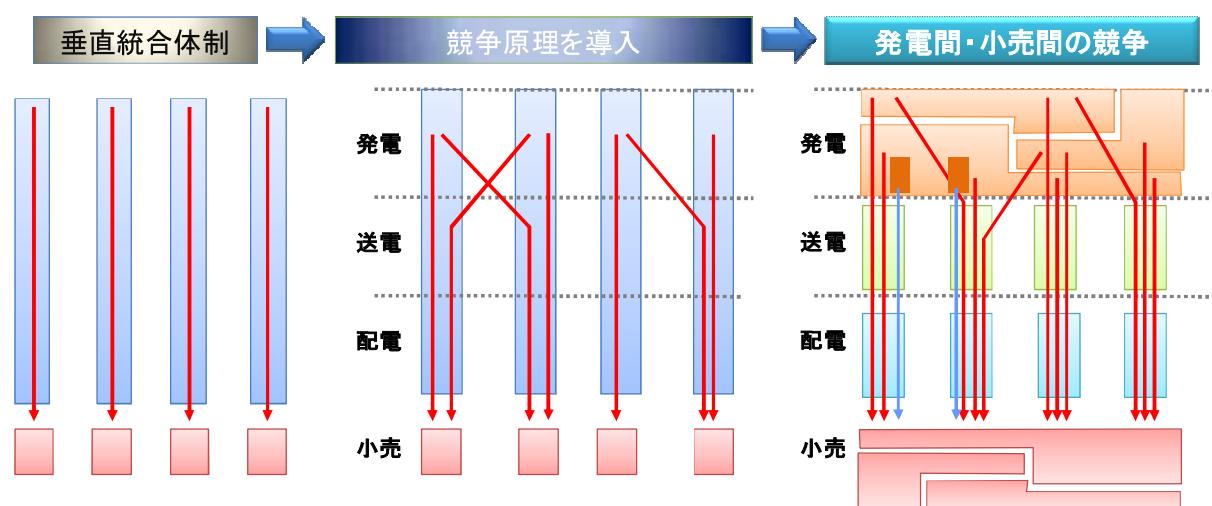
国際競争力強化のための制度改革でなければならない。

「自由」が「競争」を生み、「競争」が「イノベーション」を生む。自由で活力ある電力市場を創る。

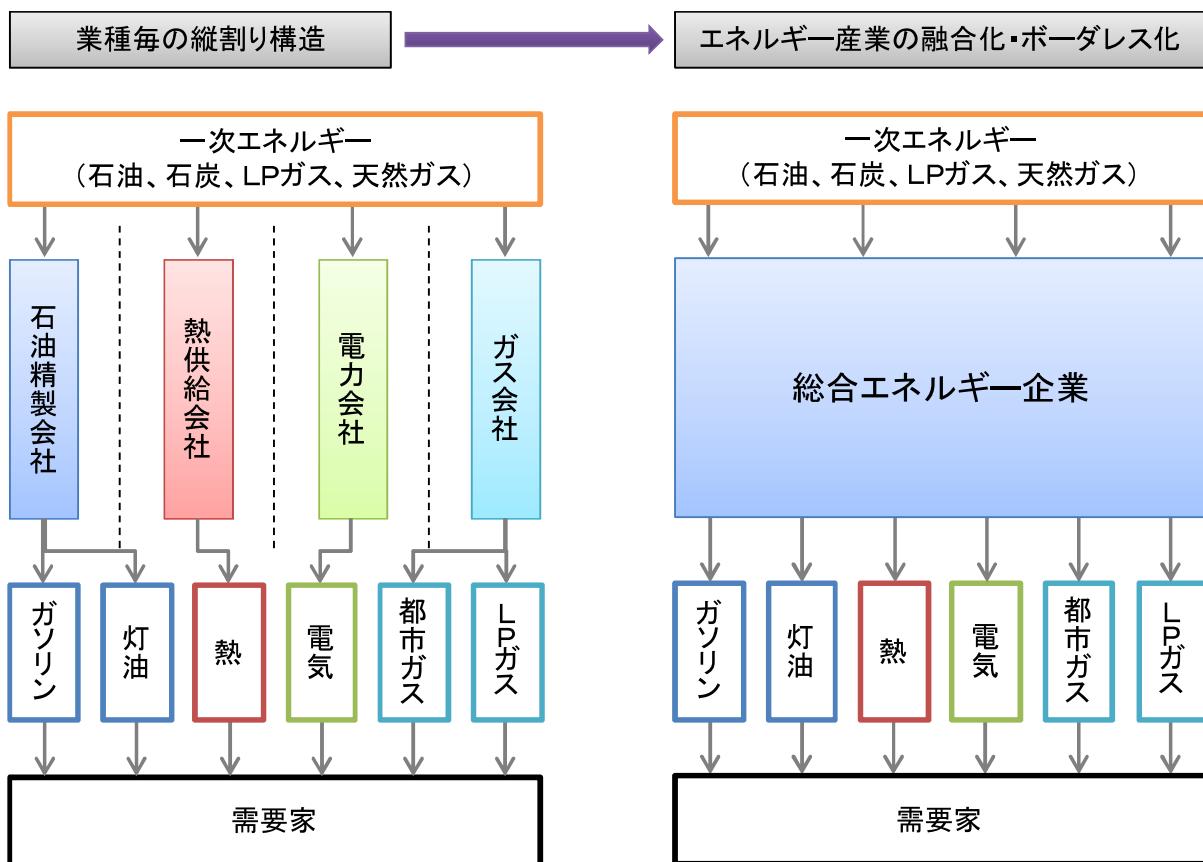
原子力発電への依存度を低減させ、再生可能エネルギー・コジェネ、分散型電源を拡大する。多様な電源、多様な担い手が電力市場を支えることになる。大規模電源の高効率化を進めると同時に、分散型システムや需要サイドのマネジメントシステムを通じて次世代エネルギーイノベーション社会を世界に先んじて創り上げる。

「競争的市場」は、他区域からの参入、他業種からの参入を生み出す。需要家は、全国の電力会社から供給者を選択でき、小売分野への他業種からの参入により、電気以外の他の商品・サービスとの併給も可能とする。地域の特性を活かした次世代型分散型システムも普及する。「電力間競争」のみならず「電気」の枠も越えたエネルギー・サービスの融合化・ボーダレス化が進展する。新しい技術、強靭なエネルギー企業が国内のみならず海外に展開していくことが期待される。

(参考図4)今後の電力市場のイメージ



(参考図5) エネルギーサービスの融合化・ボーダレス化



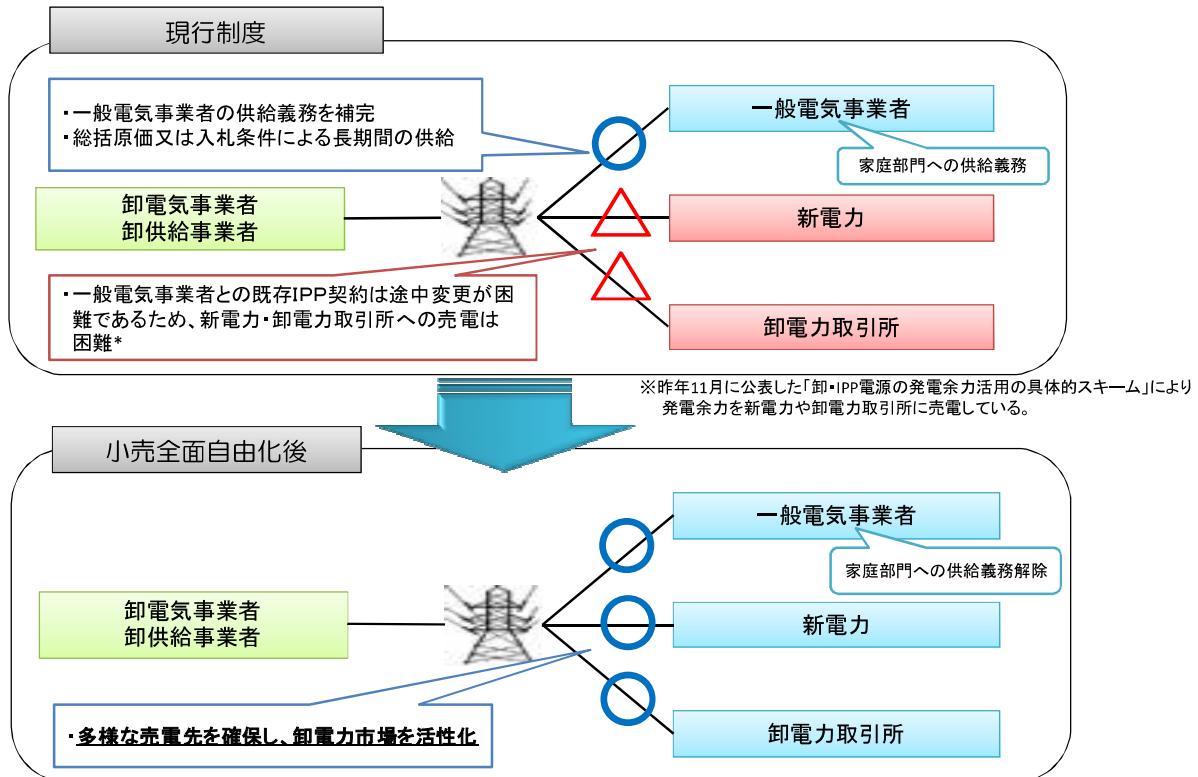
### (1) 発電の全面自由化(卸規制の撤廃)

小売の全面自由化に伴い、一般電気事業者の供給義務・料金規制を補完する仕組みである「卸規制」(発電事業者から一般電気事業者への長期・大量の供給契約を総括原価方式の料金規制や供給義務等により規制)を撤廃する。

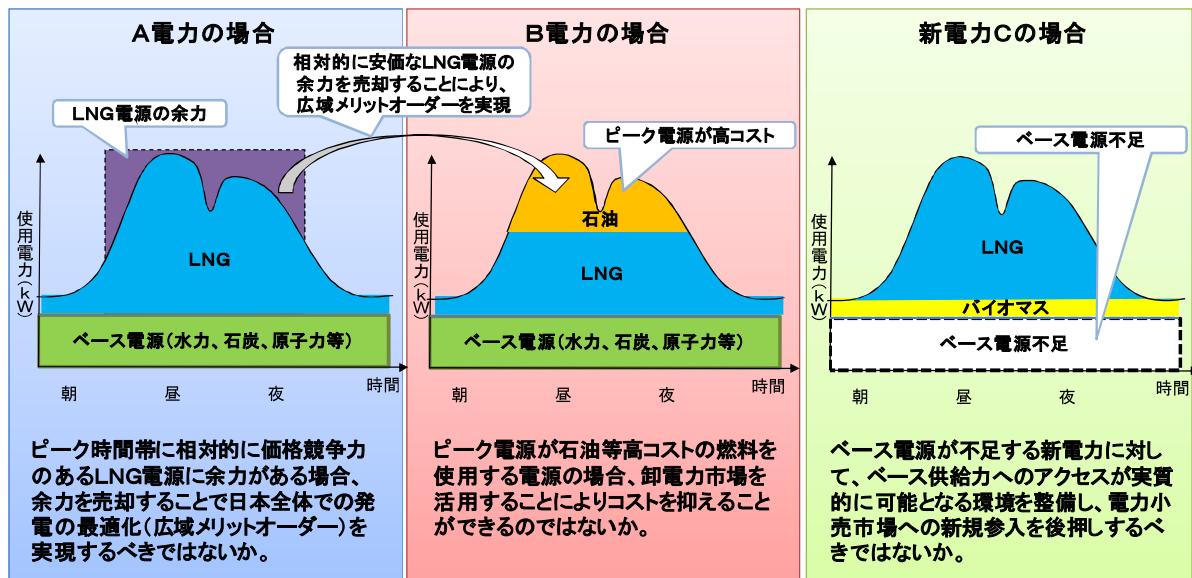
その結果、発電事業者の自由度も高まり、発電分野の市場活性化が期待される。

ただし、卸規制の撤廃が、現行の各供給区域における需給に混乱を与えないよう、移行期間における十分な配慮が必要である。

(参考図6) 卸規制の撤廃



(参考図7) 卸電力市場改革の必要性



(注)図や電源構成は簡略化している(実際のピーカ曲線や電源構成とは異なる)。

## (2) 卸電力市場の活性化(発電分野の取引活性化)

事業者間の競争を促進し、かつ、特定の供給区域の枠を越えて最適な発電効率を実現するためには、卸電力市場の活性化が大きな課題となる。

我が国の供給力の大半を占める一般電気事業者や卸電気事業者の電源が卸電力取引所で取引される比率が極めて低く、また一般電気事業者同士の地域を超えた競争もほとんど行われていないことを踏まえれば、あらゆる手法を検討し、発電分野の取引を活性化し、将来の自律的な卸電力市場の活性化につなげていかなければならない。発電分野の取引活性化なくして、需要家の選択肢拡大も望めない。

このため、「自らの電源を自らの地域のために活用する」との根本的な供給マインドを維持しながら、しかし、効率性の高い電源を全国大で最適に活用するためのバランスある制度設計が求められる。

### ①一般電気事業者の市場への参加

卸電力取引所の取引の厚みを確保し、全国大で効率的な電源の有効活用(広域メリットオーダー)を実現するため、一般電気事業者による卸電力市場への積極的な参加が不可欠である。

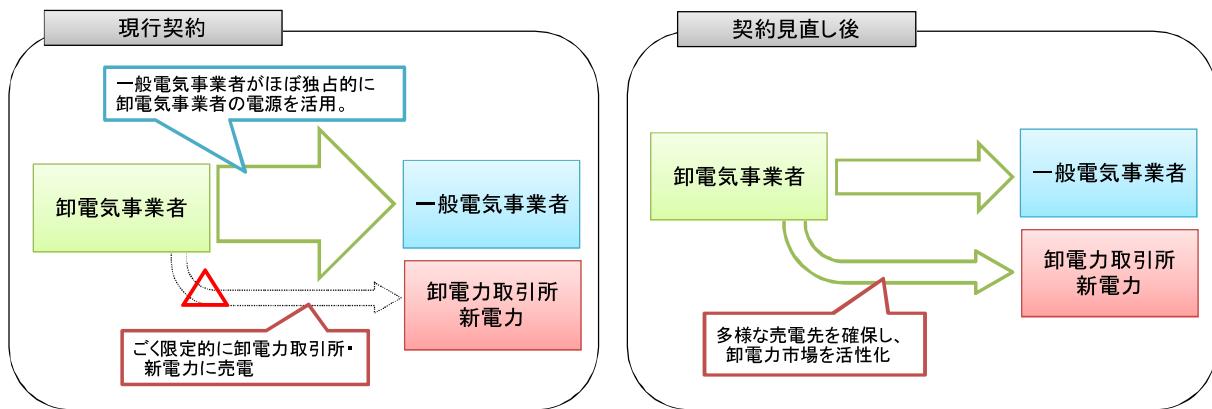
このため、卸市場が機能するまでの当面の措置として、少なくとも供給予備力を超える電源は卸市場に投入するとの考え方を前提とし、さらに市場が健全に機能するような取引ルールについて、年内を目処に詳細設計を行う。

### ②卸電気事業者の市場への参加

卸電気事業者の電源もまた、広域的な活用が求められる。

これまで一般電気事業者との間で長期的に売電してきた卸電気事業者の電源を、市場や新電力にも活用できるよう、売電先の多様化を図るための方策を検討する。

(参考図8) 卸電気事業者の売電先の多様化

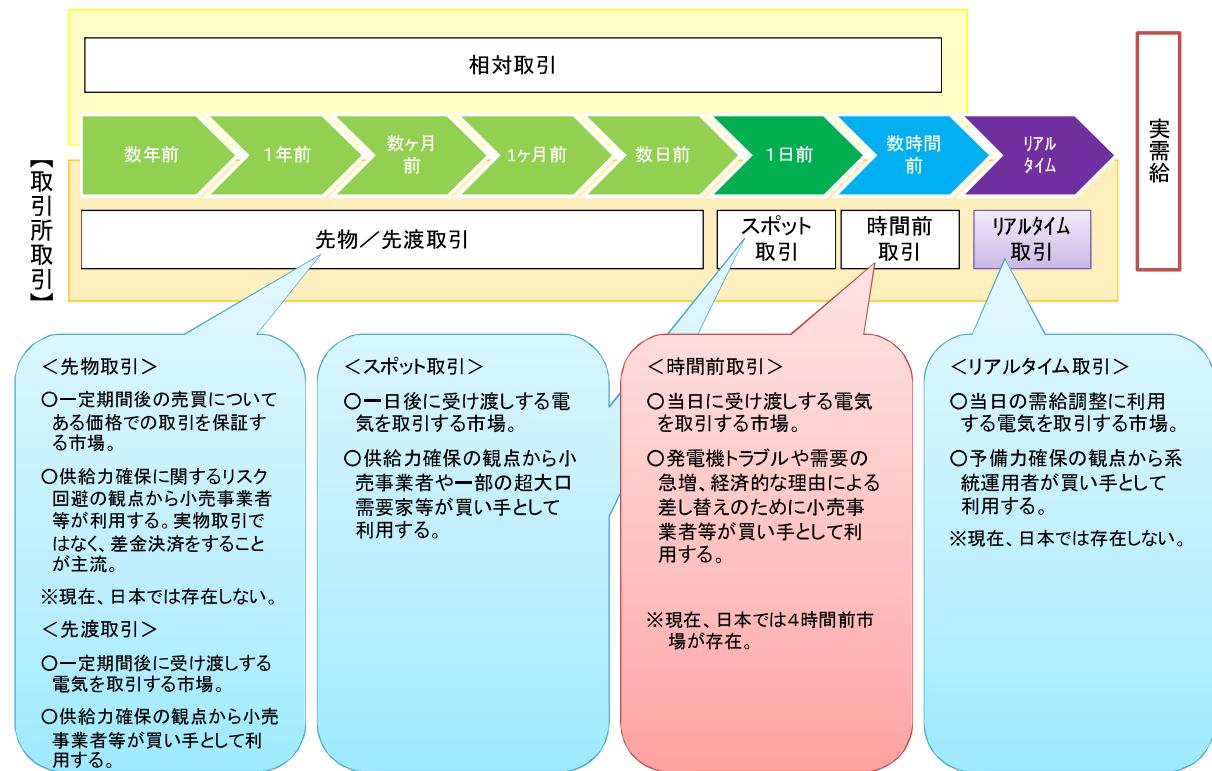


### ③需給直前市場(1時間前市場)の創設

価格メカニズムを最大限活用した需給調整を実現し、限界費用での電源の有効活用(メリットオーダー)を進めるため、現在の4時間前市場に加え、実需給の直前まで活用可能な市場(1時間前市場)を創設する。

この市場決済価格を、送電系統運用者が発電事業者や小売事業者に電力の過不足分として補給する際の価格指標として活用することにより、従来、一般電気事業者が設定してきたインバランス料金の価格設定メカニズムの完全透明化を実現する。

(参考図9) 市場類型について



#### ④新電力の電源確保と競争促進

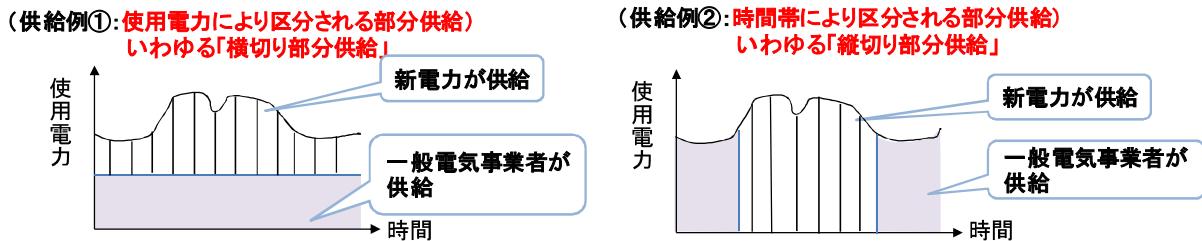
一般的に新電力は一般電気事業者に比べ電源保有量が少ない。市場における十分な競争状態を実現するため、特にベース電源や夜間に活用できる電源が不足しているといった新電力の事業実態に配慮した措置を講じる必要がある。

具体的には、一般電気事業者のベース電源比率を勘案した供給量を目安として、一般電気事業者に以下の対応を求める。なお、これらは、卸市場が機能するまでの当面の措置と位置づける。

##### i) 「部分供給」のルール化

新電力が顧客開拓をしやすくなる環境を実現するため、「部分供給」(新電力が不足している供給量を他の発電会社の供給量で賄い、それぞれの供給者が同時に一需要家に供給する契約形態)に係る供給者間の役割分担や標準処理期間等について、ガイドライン化する。

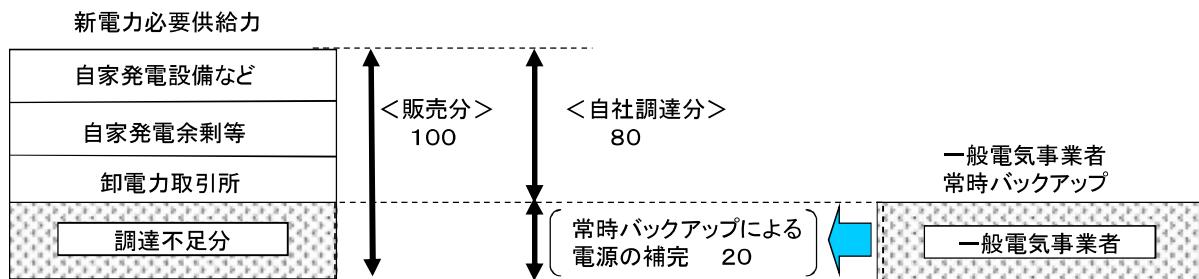
(参考図10)部分供給とは



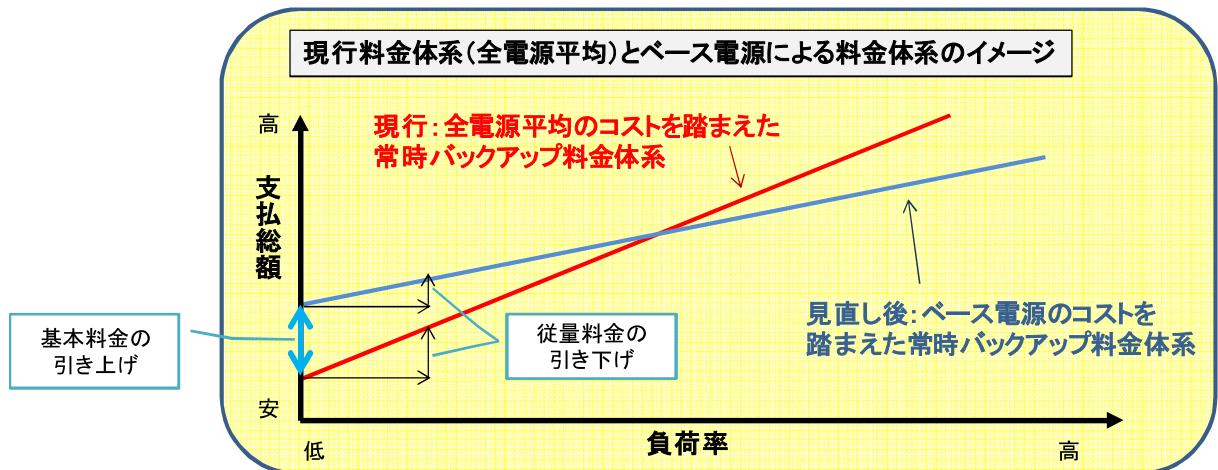
## ii) 常時バックアップ料金の見直し

「常時バックアップ」(一般電気事業者が新電力に対し不足している発電量を売電する供給形態)の料金体系を、一般電気事業者のベース電源コストに基づいた価格設定に変更するよう一般電気事業者に求める。

(参考図11) 常時バックアップとは



(参考図12) 常時バックアップの料金体系見直し



### (3) 省エネ電力の供給電源化(需要抑制による供給力確保)

省エネ電力を供給力として組み込む。そのため、現行の4時間前市場の改革や、需給直前市場(1時間前市場)の創設や、託送制度に「計画値同時同量制度」を導入することを通じ、いわゆる「ネガワット取引」を活性化させる。これにより、コジェネレーションなどの分散型電源の活用も促進される。

### (4) 供給力・供給予備力の確保

これまで一般電気事業者や卸電気事業者による発電設備への投資は、電源の経済性、系統制約による影響などを考慮しつつ、供給義務に伴う総括原価方式という発電設備の建設・維持にかかる費用が確実に投資回収されるファイナンスキームに基づき実施されてきた。しかしながら、今後、自由化が進むにつれ、投資回収に長期間を要する資産を最低限に抑えようとするリスク低減マインドが働き、その結果、日本全国やエリア全体で、供給力が不足する事態が懸念される。

このため、小売及び発電の全面自由化に伴い、新たな枠組みが必要となる。

#### ①短期の需給運用に必要となる予備力確保(「容量市場」の創設)

需要と供給のバランスを常に確保することで、電力は安定的に供給される。予想外の電源トラブル、気象条件による需要の急変等に備え、適切な供給予備力を確保し続ける必要がある。

これまで、一般電気事業者が供給義務責任の下、短期の需給運用のための供給予備力を確保してきた。今後、自由化を進めるにあたり、小売事業者に供給予備力の確保を義務づけるとともに、適切な供給予備力を確保する新たな仕組みが必要となる。

このため、供給力に余裕がある者と不足している者との間で、容量(kW)の売買を行う「容量市場」を創設し、小売事業者が適切な容量を確保する仕組みを実現する。

## ②10年先、20年先の需給ギャップに対応する長期の供給力確保(最終的な投資回収保障措置)

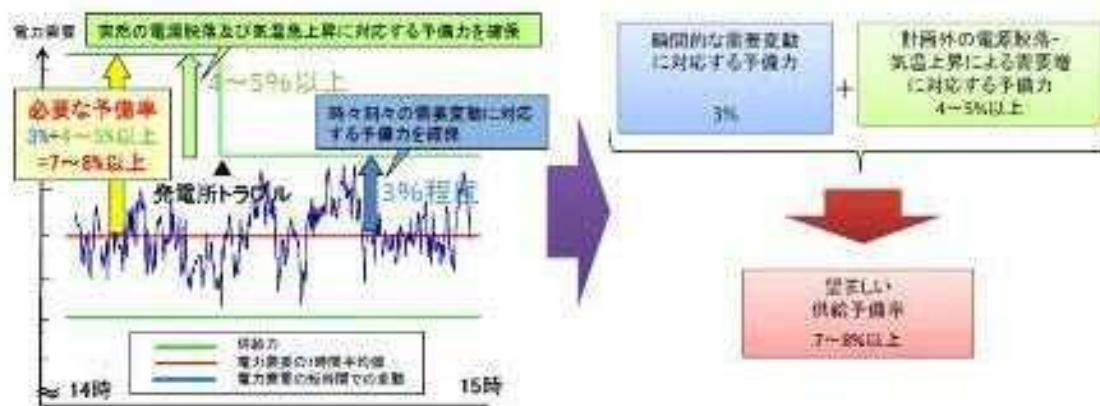
一般的に電源建設には5年乃至10年といった長期間を要する。自由化が進むに従い、個別の発電事業者の投資判断に委ねるのみでは、日本全国やエリア単位で適切な供給予備力が確保されない事態に陥ることも考えられる。

再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、周波数変動を調整するための新たな大規模電源の必要性は増す。しかし、その電源の経済性が新規電源開発の課題となり、再生可能エネルギー導入のボトルネックとなることは避けなければならない。

このため、新電力の参入と再生可能エネルギー導入を促進するための最終的なセーフティネット措置として、広域的・中立的な需給見通しの策定と評価を行う組織体制と、長期の投資回収を保証する新たな仕組みを構築する必要がある。

具体的には、広域的系統運用機関が、需給見通しとその評価結果に基づき、長期的に電源が不足すると見込まれる場合に、電源建設者を公募し、投資回収ができないコストが発生した場合には、送電料金へのサーチャージにより全需要で広く負担する仕組みを構築する。

(参考図13)供給予備率の考え方



### 3. 送配電分野の改革(中立性・公平性の徹底)

全国大の広域的なネットワークを整備し、差別のない公平で自由な電力プラットフォームを国民に提供する。

電気事業者はもとより、すべての需要家、地域・コミュニティ、企業が自由に電力を創造する、自由に電力を流せる、こうした電力市場を目指していく。

電気が他の商品と異なる最大の特性は、送配電網の地域独占性が不可避なことである。

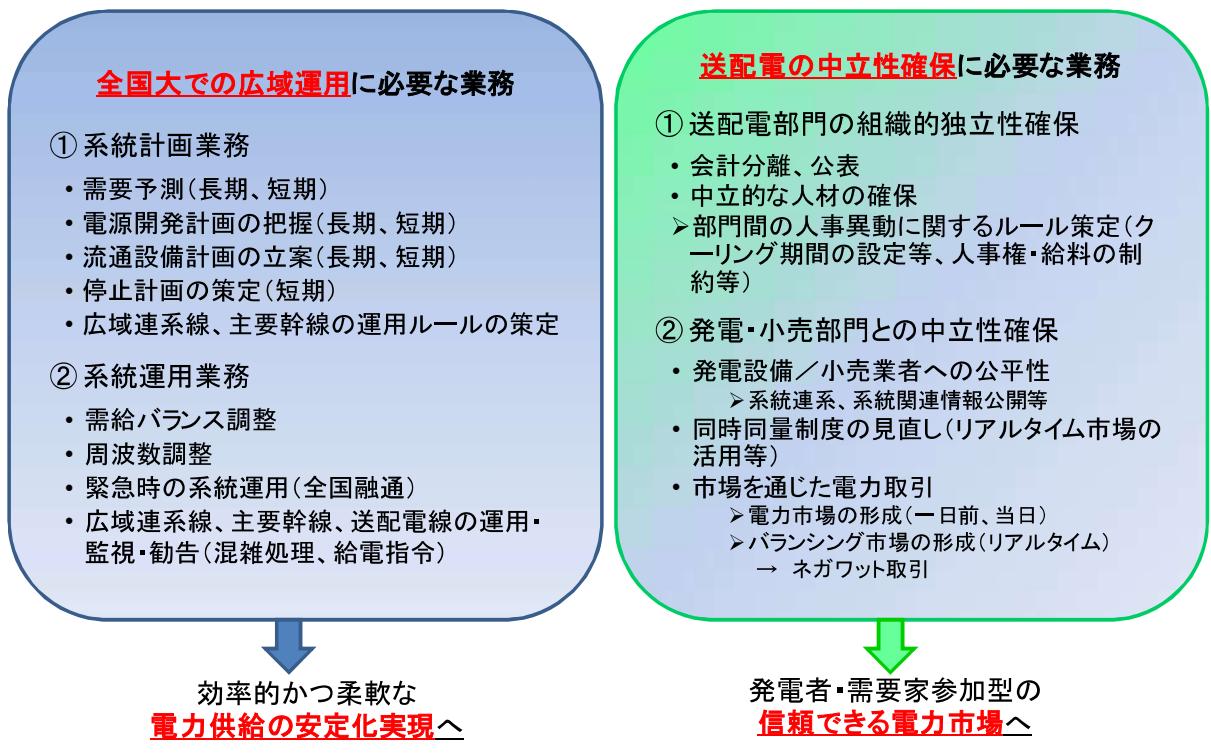
発電部門や小売部門において競争や選択が自由に行われる前提として、「公共財」の管理者としての送配電部門の絶対的中立性・公平性が求められる。

東日本大震災以降、供給力の不足した地域に他の地域から電気を融通することの重要性が喫緊の課題として認識されることとなった。これまでの「供給区域ごと」に需要と供給を一致させる仕組みから、より広域的に供給力を活用し、区域を超えた電源の効率的活用や、緊急時の地域間融通を柔軟に行える仕組みを目指して、送配電部門の「広域化」を進めることが必要である。

自由市場で多様な供給者が出現すればするほど、送配電部門には強い調整機能が求められる。需要と供給を瞬時に一致させ、送配電網全体として周波数を一定にし、電圧を維持する。安定しない再生可能エネルギーが導入されればされるほど、系統計画の正確性と系統運用における「匠の技」が必要となる。

こうした課題を乗り越えて、全国大、エリア毎の管理双方の視点から、系統の運用、維持、拡大にとって最適の体制をつくりあげ、ネットワークアクセスの中立性・公平性を全ての担い手に保証する。

(参考図14) 広域運用・中立性確保に必要な業務



### (1) 送配電部門の「広域性」の確保(「広域系統運用機関」の創設)

これまでの「供給区域の需要に応じ供給力を確保する」仕組みから、より広域的に供給力を有効活用する仕組みへと転換する。

このため、現在、送配電等業務支援機関として広域的運営を支援している「電力系統利用協議会(ESCI)」を解消し、「広域系統運用機関」を新たに設立する。広域系統運用機関は、需給バランスの維持と運用に責任を負う主体とし、①系統計画業務、②系統運用業務を行い、効率的かつ柔軟な電力供給の安定化を図る。

また、全国大での電源の有効活用のため、1時間前市場等の市場運営も行う。

### (2) 送配電部門の「中立性」の確保

自由化に伴い、系統利用者はより多様化する。広域系統運用機関が系統計画や系統運用を中立・公平に行う組織となることにより、広域的な系統運用の中立性が高まる一方で、現在の供給区域内の中立性の確保が併せて必要となる。

各供給区域における送配電部門は全ての発電設備、小売事業者への公平性を確保しなければならない。そのため、機能分離型又は法的分離型の方式により、各供給区域の送配電部門の中立性を確保する。

### ①機能分離型

送配電部門の中立性を確保するため、機能分離型の方式は、エリアの系統計画・系統運用の機能を、エリアの一般電気事業者の送配電部門から分離し、広域系統運用機関に移管する方式である。

この場合には、系統計画・系統運用を行う部門と、送配電設備を所有し開発・保守を行う部門が分離され、かつ、それぞれの部門に発電・小売部門との中立性を確保するための行為規制が必要となるため、複雑な体系となる。

### ②法的分離型

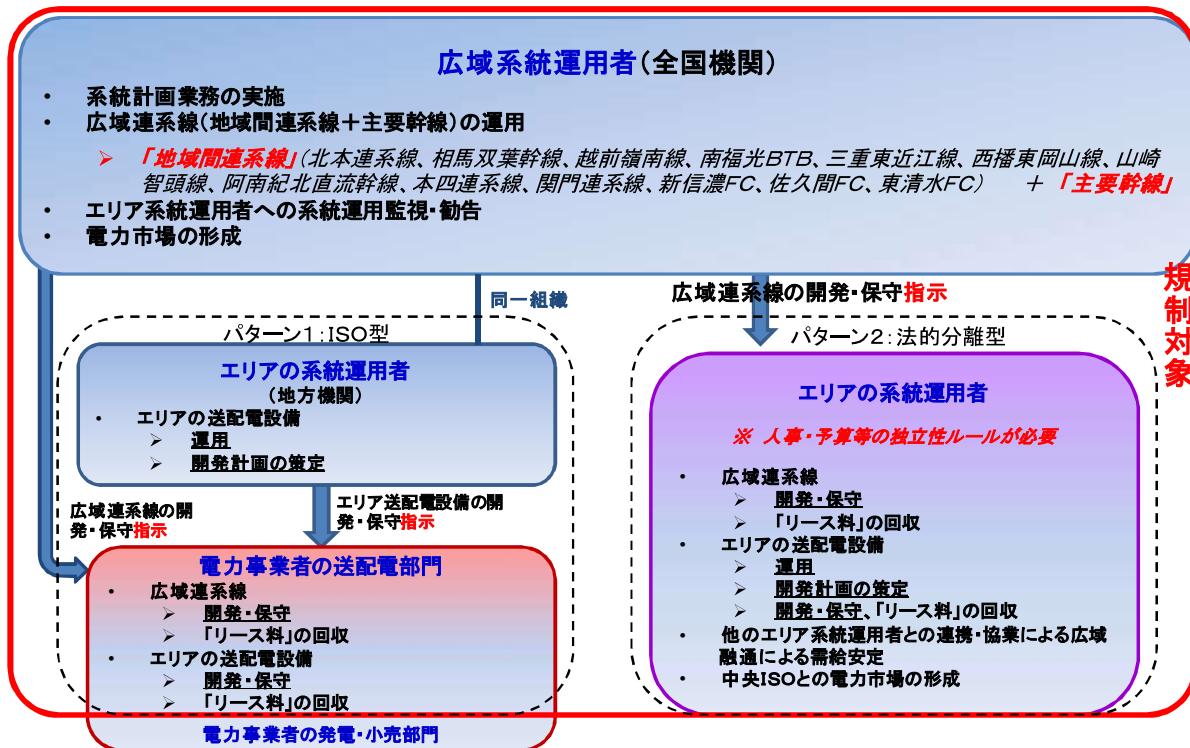
法的分離型の方式は、エリアの系統計画・系統運用の機能から設備を所有し開発・保守する業務までを含む送配電部門全体を別法人とする方式である。

この場合には、系統計画・系統運用と、送配電設備の開発・保守が同一会社となることから、これらの送配電部門の業務全体が円滑に実施できると見込まれる一方、送配電部門全体を別法人化するため、実施には相当の時間を見込まれる。

いずれの方式であっても、中立性確保のための人事・予算等に係る行為規制や、送配電部門と発電・小売部門との情報の取扱、契約の取扱の公平性の確保が不可欠である。こうした規制の内容や、さまざまな技術的論点を精査しながら、年内を目途に詳細設計を行う。

なお、中立性を実現する最もわかりやすい形態として所有分離があり得るが、これについては将来的検討課題とする。

(参考図15) 新しい送配電部門のイメージ図(例)



### (3) 地域間連系線等の強化(設備増強と運用見直し)

広域的な供給力の有効活用や市場の活性化のためには、地域間連系線等の設備の増強と運用の見直しが不可欠である。しかし、現在の供給区域分割体制の下では、供給区域をまたがる地域間連系線等のインフラ強化が進みにくい状況にある。

とりわけ、東日本大震災後、全国大で電力供給力が大幅に不足する中、東西の周波数変換装置(FC)や地域間連系線の容量の制約、あるいは系統運用が各一般電気事業者の供給区域単位で行われていることなどにより、供給力の広域的な活用の限界が明らかになり、国民生活に大きな影響を与えた。

また、再生可能エネルギーの導入を拡大していくために必要な地域間連系線や地内系統等が十分に整備されていない実態がある。

このため、①大規模電源が脱落した場合においても電力供給に支障を来すリスクを低減するため、また、②再生可能エネルギーをはじめとした分散型電源の導入促進等の観点からも、FCや地域間連系線の増強、地内系統の整備を行うことが必要である。

整備に関する費用は、託送料金により適切に投資回収できる仕組みを整え、送配電部門の広域化・中立化を実現するために新設する広域系統運用機関が主体となって、以下の強化策を実施していく。

#### ①東西連系線と周波数変換設備(FC)

FC容量については、これまで想定していた最大発電所ユニットの脱落を超えて、各電力会社における最大原子力サイトの停止(東西日本のそれぞれの系統容量の10%程度)を電源停止リスクとして想定した場合に必要となる容量を踏まえ、2020年度を目標に、90万kWの強化(120万kW→210万kW)を行う。さらに、費用対効果に留意し、政策的観点を踏まえ、それ以降できるだけ早期に、FC容量を300万kWまで増強する。

#### ②北海道本州間連系線の増強

北本連系線については、安定供給上の観点から既に決定されている30万kWの増強(60万kW→90万kW)を早期に実現する。

さらに、北海道・東北地域の風力発電の導入拡大に対応した増強については、東北－東京間の連系線(相馬双葉幹線)の増強も含め、今後の風力発電の導入状況等を踏まえる。

#### ③連系線の運用見直し

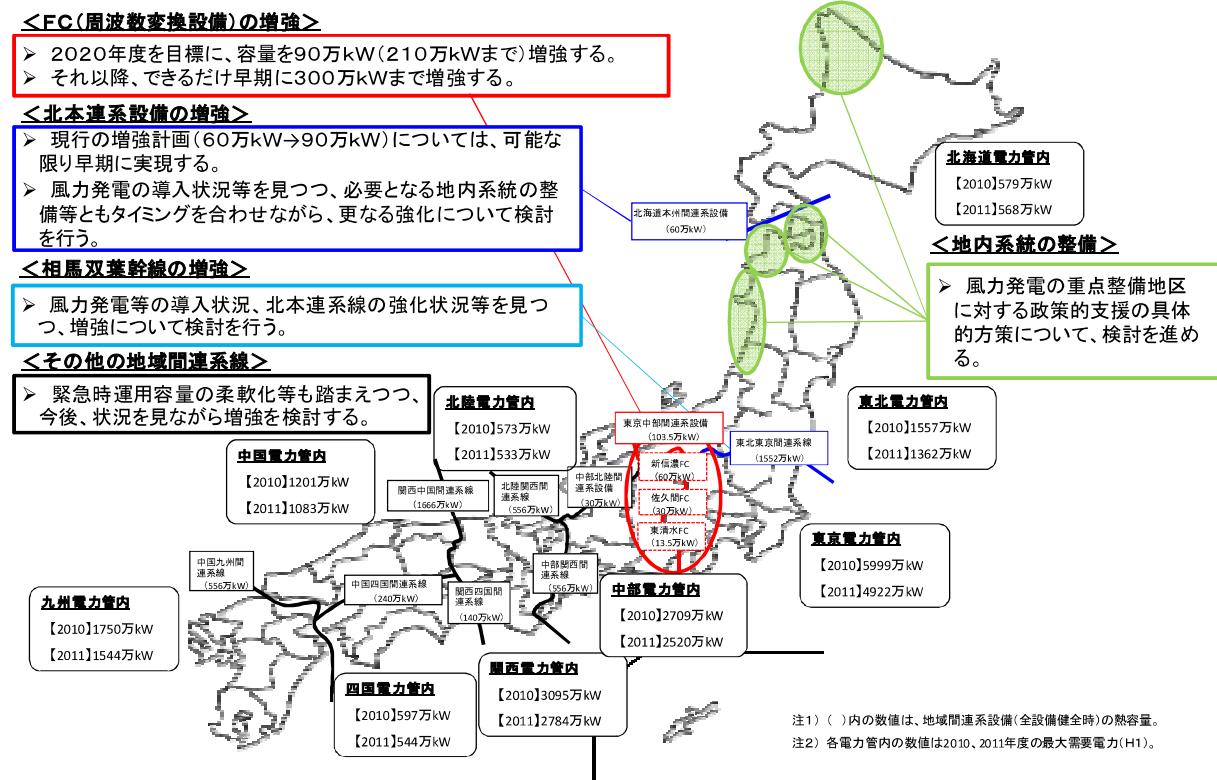
緊急時の運用を柔軟化する。

また、市場の活性化等の観点からも連系線の利用を拡大するため、空き容量の算定方法や運用方法の見直しを実施する。

#### ④その他

北海道の北部や東北の日本海側といった風力発電の重点整備地区について、短期的には、託送料金による投資回収以外の政策的支援も含め、系統整備の具体的方策を検討する。

(参考図16) 地域間連系線等の強化に関するマスタープラン中間報告書の概要



#### (4) 託送制度の見直し(「30分実同時同量ルール」の見直し)

系統安定化のためにはインバランスを最小化させることが望ましい。今後は一般電気事業者が他の区域で小売事業を行うなど、系統利用者がより多様化することを踏まえ、市場全体で同時同量が達成されるメカニズムを構築する必要がある。

託送制度について以下の見直しを行い、一層の透明性確保を実現する。

##### ①インバランス料金制度の透明化

送配電部門が系統利用者の需給の過不足を補う際に適用するインバランス調整の料金算定に新たに創設する1時間前市場価格を適用することにより、インバランス調整料金メカニズムの完全透明化を実現する。

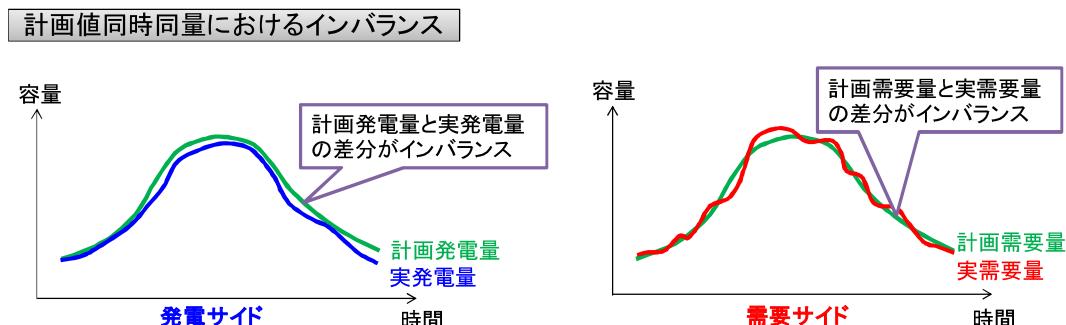
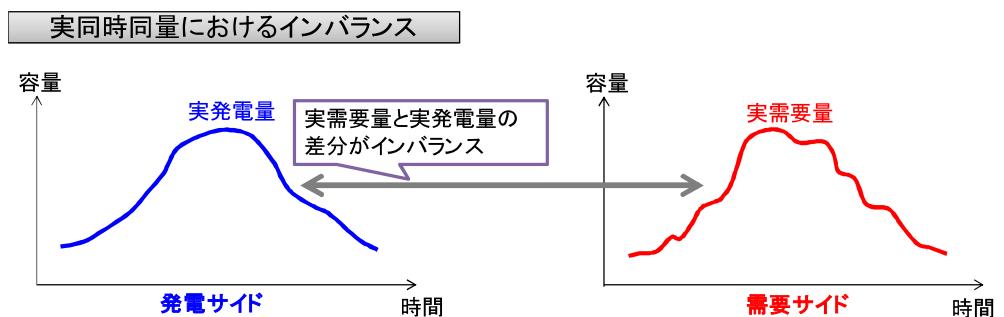
これに伴い、現行のインバランス料金制度は廃止する。

## ②計画値同時同量の導入

一般電気事業者のインバランス費用の完全透明化等、一般電気事業者を含め全ての系統利用者が平等な条件の下で競争をする必要があることから、計画値同時同量制度を導入することとする。

一般電気事業者の発電・小売部門は、透明性確保のため、計画値との差分の精算方式とし、新電力等については、実同時同量と計画値同時同量の選択制とする。

(参考図17) 実同時同量と計画値同時同量

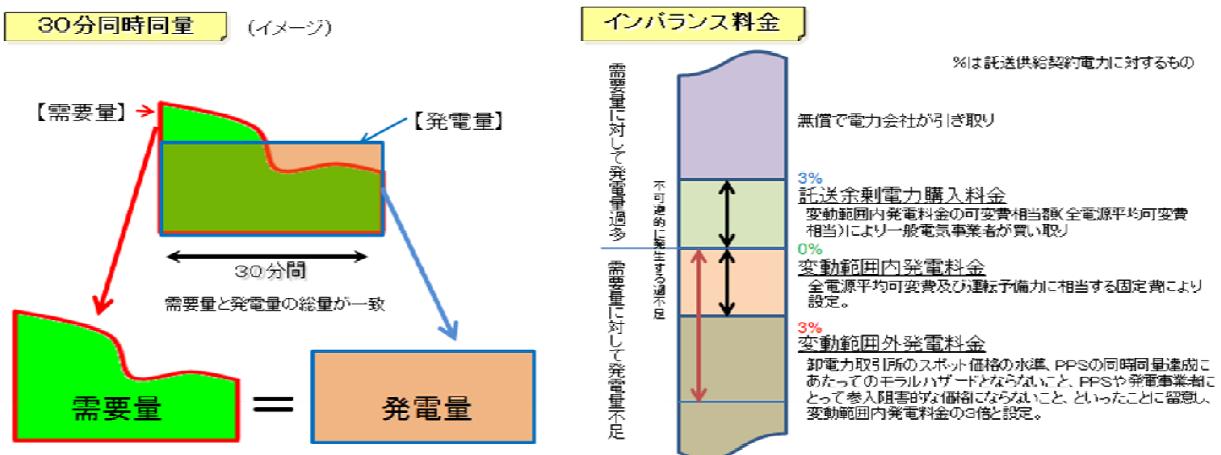


## ③リアルタイム市場の創設

リアルタイム市場を創設する。

送配電部門の中立化を受けてリアルタイム精算の仕組みを検討し、最終的にはインバランス料金に「リアルタイム市場」の価格を適用する。

(参考図18) 30分実同時同量と現行のインバランス料金

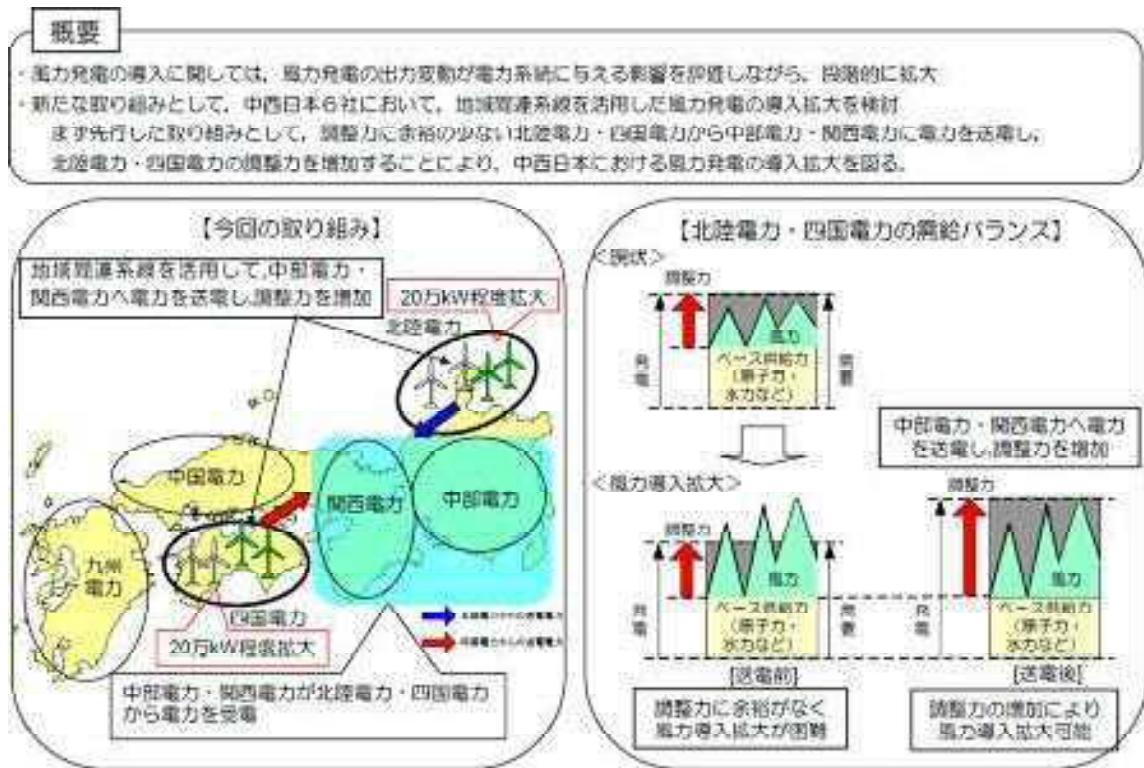


#### ④連系線利用の見直し

現行の連系線利用ルールでは、30分間に一定量の電気を流すことが求められるため、再生可能エネルギーやコジェネを含む自家発電など、系統への出力が不安定な電源が連系線を利用できることや、区域毎に調整電源を保有しなければ30分実同時同量の達成が困難なことが、広域的な電力取引の課題である。

このため、不安定な電源を区域を超えて供給しやすくすることや、一般電気事業者、新電力といった小売事業者が区域を超えて競争しやすくするため、周波数の変動を広域的に調整する新たな仕組みや、需給直前まで大量の通告変更を可能とする本格的な仕組みを、広域系統運用機関の下で早急に導入する。

(参考図19) 中西日本における風力発電導入拡大に向けた広域的な取組の概要



【出所】:中部、北陸、関西、中国、四国、九州電力プレスリリース(平成22年12月22日)

## 4. 詳細設計へ向けた検討課題

以上の基本方針の下、制度改革は着実に実行する。

本制度改革は、新たなシステムへの投資と大きな事業体制の変革を伴うものであり、綿密な詳細設計と十分な時間をかけた手順・工程表が必要である。

これを踏まえ、今後、当委員会にて、年内を目途に、以下の課題について更に検討を進める。

### (1) 小売自由化に伴う措置

小売自由化に伴う需要家保護策として、以下の点について詳細に検討する。

- ① 最終保障サービスの提供主体と、その料金・費用負担のあり方
- ② 既に自由化された部門での最終保障サービスのあり方
- ③ 離島の電気料金の平準化措置(ユニバーサルサービス)の具体策
- ④ 沖縄の地理的条件(全国系統と連系していない)を踏まえた措置

なお、電力の安定供給に支障を及ぼしたり、需要家に混乱が生じることのないよう、自由化に伴う移行措置は、慎重かつ丁寧に設計する。例えば、供給者や料金メニューを特に変更したくない需要家がこれまでどおりの契約を一定期間結べることとする等、慎重な移行措置が必要である。

### (2) 発電自由化・卸市場活性化に伴う措置

供給の多様性を確保し、全国大での電源の有効活用を図るため、基本方針に示した市場の活性化策のほか、発電分野の改革に伴う以下の点について詳細に検討する。

- ① 日本卸電力取引所のガバナンスの見直し
- ② 取引所取引の商品の拡大や卸市場の厚みの確保(一定の値差の範囲で売買を両建てするスポット市場の活性化策、卸電気事業者の既存契約の見直し、先物市場の創設、ベース市場・ピークミドル市場など先渡し市場の厚み確保、大口取引(ブロック取引)等の制度的枠組みも含めた具体策の検討)

- ③ 取引所取引への需要家の直接参加
- ④ 取引市場監視機能の強化
- ⑤ 発電事業の法的位置づけと、必要な公益事業特権の確保
- ⑥ 発電投資の基礎情報となる「系統情報」の開示の具体策
- ⑦ 供給力・供給予備力確保のための容量市場や最終的な電源建設の公募スキームの具体策

### (3) 送配電中立化に伴う措置

送配電部門の中立化のための具体策として、以下の点について、詳細に検討する。

- ① 広域系統運用機関の権能、エリアの送配電部門との役割分担
- ② 各供給区域の中立性・独立性を確保するための人事、予算、会計、情報の取扱等に関する行為規制の具体的な内容
- ③ 中立・公平な系統情報の開示の具体策
- ④ 託送制度の詳細設計(料金規制のあり方、自己託送のルール化等)
- ⑤ 系統運用や系統計画を適切に行う人材の育成、発電と送配電の部門間の協調のあり方

### (4) 規制機関のあり方

自由化された小売市場において競争が適切に行われているかどうかを監視することや、卸電力取引市場の取引行動の監視、託送料金の認可や行為規制の遵守状況の監視等について、抜本的な強化が必要である。

独立性や専門性を高めるため、新たな機関の創設や既存機関の機能強化について具体的な方策を検討する。

### (5) その他の重要検討事項

小売全面自由化に伴う法体系の見直しや、送配電部門のあり方の見直しに伴う税制措置の検討が必要である。さらに、エネルギー・ミックス全体の見直しとの整合性も確保しつつ今後の検討を進める。